

あすなろ通信

ひとり親家庭の皆さんへ
母子・父子自立支援員からのおたよりです。

2023. 3月号 第56号

もう一度
確認して
おこう！

お子さんが大学・短大・高等専門学校・専門学校に進学を希望される方へ
「高等教育の修学支援新制度」について

この制度は、非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学習意欲のある子どもたちが大学・短大・高等専門学校・専門学校に進学する際の学費を支援する事が目的となっています。支援内容は①授業料・入学金の免除または減額と、②返還を要しない給付型奨学金の支給の拡充です。
進学する学校がこの制度の対象校であるか確認をしておきましょう。

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日/通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日閣議関係合意)より】

*政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
(令和2年度の在学学生(既入学者も含む)から対象)
【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算額 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
給付型奨学金 2,354億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る
地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,274億円

授業料等減免

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

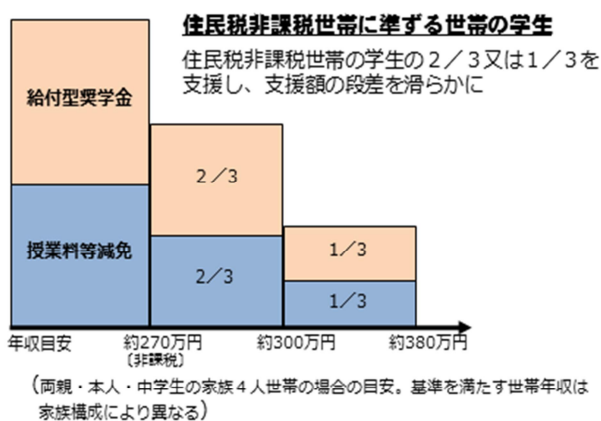
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○日本学生支援機構が各学生に支給
○学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

※申請方法や対象となる学校は文部科学省ホームページに掲載されています。



養育費について

～養育費を負担してもらうのは子どもの権利です～



養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。**親の養育費支払い義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。**



Q.養育費はいらぬといつて協議離婚しましたが、今からでも請求できますか？

養育費は子どものためのものですから、約束した当時と事情が変わつて養育費が必要になれば請求することができます。ただし、相手も養育費は要らないものとして生活設計を立てているということも考えられますから、養育費の協議は難航するかもしれません。養育費を必要とするようになった事情をよく相手に理解してもらうことが大切です。話し合いがつかないときは調停を申し立てることができます。

Q.子どもが私立高校に進学することを希望していますが、入学金や授業料を請求できますか？

「養育費の算定表」は公立学校への進学を前提にしています。私立学校に進学した場合には、進学にかかる諸費用について相手と話し合うのがよいでしょう。話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所の調停を利用することができます。

※養育費について困つた場合は「養育費相談支援センター」に相談してみましょう。

電話：0120-965-419（携帯電話は使えません）

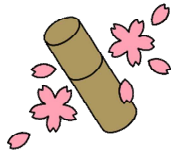
03-3980-4108（ご希望により、かけ直しています）

受付時間：平日（水曜日除く）10:00～20:00 水曜日（祝日除く）12:00～22:00

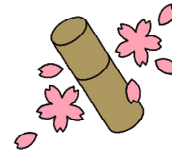
土/祝日 10:00～18:00

メール：info@youikuhi.or.jp

※養育費の未払いなどで困つた場合、督促や連絡などを代行する会社があります。費用負担がありますが、相手との交渉などのストレスの軽減となりサポートしてくれます。問合せは母子・父子自立支援員まで



お知らせ



3月のフードパントリー

日時 3月28日（火）
14:00～15:00
場所 総合福祉会館
申込先 和光市社会福祉協議会
すたんど・あっぷ和光
☎048-452-7608
stand-up@wako-shakyo.or.jp



わこう地域食堂

お弁当屋さんの弁当を低価格でお譲りします。
日時：3月17日（金）
場所、時間：北…たまりば 15:00～16:30
南…総合福祉会館3階 16:00～17:30
費用：おとな200円、子ども（高校生以下）100円
定員：各場所先着10組ずつ（事前申し込み制）
申込先：栗原 090-1555-8659
widmung1978@docomo.ne.jp



小学生の無料の学習の場 まなびば

場所：向山地域センター
開催日：5月17日（水）、31日（水）
時間：16:20～17:20
持ち物：勉強道具（教科書、ノート、問題集等）水筒、筆記用具
定員：先着10名
申込先：栗原 090-1555-8659



widmung1978@docomo.ne.jp

※中高生のまなびばは6月上旬の開始予定です

中学生のための居場所（無料塾） 勉強カフェわこう

場所：新倉北地域センター
開催日：毎週水曜日
時間：17:30～20:00
持ち物：自分が勉強したい
教材 筆記用具 水筒
申込先 関口 050-5480-4958
sekiguchihisako@gmail.com



※日時、受け入れ人数等詳細はお問合せ下さい。

和光市役所ネウボラ課 母子・父子自立支援員

048-424-9140